

# 家畜衛生だより



東部・北部家畜防疫獣医師会  
 (公社)千葉県畜産協会  
 東部家畜保健衛生所  
 TEL: 0479(85)8900  
 FAX: 0479(85)5932  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

## 提出期限:4月15日 まだ提出されていない方は、 定期報告書の提出をお願いします:



未提出の方は、お手数ですが必要事項を記入のうえ、東部家畜保健衛生所まで提出して下さるよう、よろしくお願ひします。報告書を紛失された場合や、ご不明な点がある場合は当所までご連絡ください。

※平成23年度より、家畜伝染病予防法が改正され、飼養状況について年1回、都道府県知事への届け出が義務づけられております。

報告様式(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/siyouseiseikanrikijun.html>

☆ID番号は農林水産省共通申請サービス(eMAFF)に登録し、IDを取得済の方のみご記入ください。



## ～令和8年度東部家畜保健衛生所 新体制～

### 令和8年度 東部家畜保健衛生所 新体制

所長:島田 純      次長:櫻井 紀夫☆      次長:猪俣 一陽      次長:長谷部 宗史

#### 【防疫企画課】

課長:石川 直子  
 上席専門員:佐多 美香  
 上席専門員:橘 美奈子  
 専門員:渡邊 世奈

#### 【衛生指導課】

課長:西川 潤  
 副主幹:武石 佳夫  
 副主幹:今関 智恵  
 上席専門員:関野 友利華  
 上席専門員:進藤 彰  
 専門員:岸野 芳絵  
 専門員:山崎 藍子  
 専門員:角田 千春  
 主任技師:高貴 秀幸☆  
 主任技師:加藤 栄喜☆

#### 【防疫課】

課長:猪熊 道仁☆  
 副主幹:石原 勇人  
 副主幹:塚原 涼子  
 上席専門員:上林 佐智子  
 上席専門員:中山 雄大  
 専門員:山桐 慶之  
 専門員:諸岡 佳恵  
 主任技師:蒲生 汐理  
 技師:阿部 久瑠美  
 技師:赤澤 珠季

#### 【病理生化学課】

課長:萩原 妙子  
 副主幹:平畠 淳  
 専門員:清水 耕平  
 主任技師:島田 果歩  
 技師:石井 瑞季

#### 【庶務課】

副主査:青手木 真希  
 主事:小栗 勇志☆

#### 【細菌ウイルス課】

課長:大坪 岳彦  
 専門員:岡本 みさき☆  
 専門員:畑中 ちひろ  
 主任技師:後藤 花菜  
 主任技師:小川 いづみ☆  
 技師:金田 純直

転入者:☆

転出者:松本敦子、新居友明、高梨優希、内藤美咲

本年度も引き続きどうぞ宜しくお願い致します

千葉県東部家畜保健衛生所 TEL 0479-85-8900 FAX 0479-85-5932

※急性悪性家畜伝染病(口蹄疫等)の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。

# 新年度 所長挨拶

平素より家畜保健衛生所業務の推進に御理解、御協力をいただき、心より感謝申し上げます。東部家畜保健衛生所 所長の島田です。昨年から引き続きよろしくお願ひいたします。

さて、当所につきましては、昨年度再編し、旧東部・北部地域を管轄として動き出し、1年が過ぎました。その間、管内において本県で初めて発生しました豚熱の1事例、高病原性鳥インフルエンザの2事例の防疫対応を実施してまいりました。いずれも、関係者の皆様の御尽力を賜りながら両疾病の防疫措置は無事に完了することができました。御協力をいただきました市町村を始め、関係機関・団体・事業者等の皆様には改めて感謝申し上げますとともに、地域の防疫体制の連携の強さに感心しているところでございます。今後はより一層連携を強化し、万が一の発生に備えて参りたいと考えております。

特に、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、大規模かつ連続的に発生した一昨年度に比べ、散発的な発生に留まりました。これも養鶏農家の皆様の防疫意識が向上し、衛生対策に御尽力されている結果だと認識しております。一方で、渡り鳥が北帰行する5月まで高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い状況であることから、さらなる飼養衛生管理基準の遵守徹底と家きん・家畜の異状の早期発見・早期通報をお願いいたします。

養豚農家の皆様には、本県における野生イノシシでの豚熱の感染確認はありませんが、これまで発生しなかった静岡県・宮崎県でも新たに発生が確認されていることから、引き続き注意が必要な状況です。ワクチンの的確な接種を行うこと等を踏まえ、より一層の発生予防対策を実施していただきたいと思います。

牛につきましては、今後、改正予定の家畜伝染病予防法において、ランピースキン病が家畜伝染病に位置づけられ、その患畜及び疑似患畜を殺処分の対象とし、その死体は焼却等の義務の対象となります。牛飼養農家の皆様には、牛の健康観察、サシバエ等の害虫防除対策等の徹底をお願いいたします。

当所から、飼養衛生管理基準の遵守状況や衛生状況の把握のため農場への訪問や電話連絡等をさせていただくことがあります。生産現場と情報を密にして、めまぐるしく変動する畜産情勢の中でも家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止対策等をより強固に推進し、家畜衛生の分野から地域畜産の発展に貢献していきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

所長 島田 純